

# 前納保険料の算出方法

任意継続保険料を、毎月払い(単月納付)でなく、前納まとめ払い(通期納付=年1回払い)(半期納付=年2回払い)にした場合、初回の保険料はいくらになるのでしょうか。 下記 ①+② で算出できます。

手順①②の後に記入→ ① 資格取得月の保険料 円 + ② 残りの月数の保険料 円 = 初回納付の保険料 円

通期にしたい方は手順②の②通期、半期にしたい方は②半期を記入。

★手順①★

【任意継続の資格取得月(加入月)を確認】

まず、退職日の「翌日」を記入→ 令和 年 月 日 (資格取得日)

例:3/31退職の方は、4/1。

任意継続の資格取得月は→ 月

★手順②★

任意継続に加入する年度の「前納保険料早見表」を使い空欄を埋めます。  
(例:R4/4/1から任意継続に入る方 → R4年度の前納保険料早見表)

4/1任意継続資格取得の方だと①は4月分。資格取得月は前納割引がありません。

【通期納付(年1回払い)にした場合】 (初年度は、資格取得月～3月分を納付)

資格取得月の保険料→ 標準報酬月額 千円の場合、「0ヶ月:割引なし」の額は 円 ①

残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～3月分 の額は 円 ②通期

4/1取得の方だと②通期は5～3月分なので、11ヶ月前納。表の「11ヶ月」の列の金額を記入。

【半期納付(年2回払い)にした場合】 (初年度は、取得月～ 9月分 または 3月分 を納付)

取得月の保険料→ 標準報酬月額 千円の場合、「0ヶ月:割引なし」の額は 円 ①

資格取得月が3・4・5・6・7・8月の場合、  
残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～9月分の額は 円 ②半期

4/1取得の方だと②半期は5～9月分なので、5ヶ月前納。表の「5ヶ月」の列の金額を記入。

資格取得月が9・10・11・12・1・2月の場合、  
残りの月数の保険料→ 資格取得月の翌月～3月分の額は 円 ②半期

10/1取得の方だと②半期は11～3月分なので、表の「5ヶ月」の列の金額を記入。

例

任意継続4月取得で、標準報酬月額410千円の方が 通期納付(年1回払い)を選択した場合

令和\*\*年度 任意継続 前納保険料早見

注:下記金額は一例です。

標準報酬月額	0ヶ月:割引なし	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	12ヶ月		
360,000	健康保険料	22,840	33,729	67,349	100,858	134,259	167,550	200,733	233,808	266,774	299,634	332,385	365,030	397,569	健保
	介護保険料	0,040	5,023	10,030	15,021	19,987	24,922	29,827	34,702	39,546	44,360	49,144	53,908	58,652	介護
	合計	880	38,752	77,379	115,879	154,246	192,472	235,655	278,535	321,420	368,990	421,529	478,938	546,221	合計
380,000	健康保険料	27,200	35,603	71,090	106,633	142,176	177,719	213,262	248,805	284,348	319,891	355,434	390,977	426,520	健保
	介護保険料	0,320	5,302	10,587	15,872	21,157	26,442	31,727	37,012	42,297	47,582	52,867	58,152	63,437	介護
	合計	1,040	40,905	81,677	122,505	163,333	204,161	244,989	285,817	326,645	367,473	408,301	449,129	489,957	合計
410,000	健康保険料	38,540	50,703	101,406	152,109	202,812	253,515	304,218	354,921	405,624	456,327	507,030	557,733	608,436	健保
	介護保険料	5,740	9,423	18,846	28,269	37,692	47,115	56,538	65,961	75,384	84,807	94,230	103,653	113,076	介護
	合計	44,280	60,126	120,252	180,378	240,504	300,630	360,756	420,882	481,008	541,134	601,260	661,386	721,512	合計

この表の金額は一例です。  
正しい額は加入年度の  
早見表でご確認下さい。

※4月加入で年1回払いの場合 → ① + ② の額が、4月27日(\*)に口座引き落としされる額。(\*)...27日が銀行休業日の場合は、翌営業日。  
※初回保険料から口座引き落としできる方は、任意継続の資格取得日が1日～10日付で、かつ、健保組合へ1～10日迄に 任継取得申請用紙一式が不備無く届いた方のみです。(それ以外の方の「初回」保険料は「振込み」納付。)  
※資格取得日が月末に近い日付である方は、初年度は、原則 前納払いができません。詳しくは健保組合へおたずね下さい。